

発議案第2号

八千代市長の不信任決議について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第178条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年2月22日

八千代市議会

議長 松井秀雄様

提出者	八千代市議会議員	小林恵美子	㊟
	同	秋葉就一	㊟
賛成者	八千代市議会議員	原弘志	㊟
	同	中村健敏	㊟

## 提案理由

2月13日付けの朝日新聞千葉版の報道を皮切りに、連日各紙で八千代市長豊田俊郎氏が今夏の参議院選挙に出馬する意欲を表明したとの報道が相次いでいる。

各紙の報道に対し、豊田市長が事実無根で新聞社を訴えるとの話が出ていないので、報道内容のうちの今後の見通し以外の部分の大筋は事実であったとみなさざるを得ない。その大筋を要約すると、豊田市長は今夏の参議院選挙に自民党公認で出馬したいので、自民党県議団や同党県連の支持を求めている、最終的に自民党本部から公認を得たいという意志を表明したということと、最終的に自民党公認が得られなかった時は、参議院選挙に出馬しないで八千代市長職にとどまりたいという意向を示した、というものである。

時は、まさに、新年度当初予算案などが審議される予定の第一回定例会の開催を十日後に控え、新年度当初予算に関する全議員説明会が開催された2月12日に、市長は関係者に参議院選挙に立候補したい考えを伝えていたということになる。

片や表で、市民の代表であり議決機関である議会に対して、これから市長が提案する予定の諸議案について議会運営委員会をお願いをしながら、その裏で自分は八千代市長職から近々離れることを前提とした動きを進めていたことは、二元代表制の一方である代表機関たる議会に対してきわめてゆゆしき出来事、全くもって無責任な行為と言わざるを得ない。こうした動きだけでも市民や議会を愚弄していると言わざるを得ないが、自民党公認が得られなかったら市長職にとどまりたいとの意向表明は、八千代市民及び市議会の存在を完全に無視した自分本位の言動と言わざるを得ない。

現時点においても、本報道をめぐって、真意等を説明する全議員説明会を開催したいとの意向は市長から示されていない。任期2年弱を残して市長職を放棄することの是非はともかくとしても、この先一年の八千代市の市政運営に関する諸議案を提案してこれから議会に審議をお願いしようというまさにこの時期に、数か月後の参議院選挙への出馬の意志表明をすることは、八千代市民、八千代市議会、八千代市政を愚弄すること以外の何物でもない。

また、昨秋以降、市長リコール運動が盛り上がりを見せてきたタイミングで

のこの動きは、市民からの審判を求める要求からの逃亡であり、このまま通常通りに第一回定例会を粛々と進めて、円満辞職を容認することは市民代表の議会としての自殺行為と言われても仕方がない。

以上より、豊田俊郎氏は八千代市長職にとどまるにはふさわしくないことは明白であるため、本市議会は豊田俊郎市長の不信任を決議するものである。

これが、本案を提出する理由である。

## 八千代市長の不信任決議

本市議会は、八千代市長豊田俊郎氏を信任しない。

以上、地方自治法第178条の規定により市長不信任を決議する。

平成25年2月28日

八千代市議会